

次に歯科医師臨床研修でございますが、平成 18 年 4 月から 1 年間の必修となりました。必修化に向けて、歯科医師臨床研修施設に対し、現行の安全管理のための体制の確保を少し前の、1 年前の平成 17 年から求めました。歯科医師臨床研修においては、無床の診療所を協力施設とする所が多く、一つの大学の附属病院では、100 以上の診療所と研修分方式を組んでいる所もあります。数多くの施設がそのようになっています。

現在、研修施設は 1,649 が登録され、そのうち 1,349 は診療所です。研修の到達目標において基本習得コースの必修ユニットとして、医療安全感染予防が入っています。このユニットを研修するために、診療所の安全管理のための体制の充実が望まれているわけです。

現在、歯科医療に携わる歯科医師は全国で約 10 万人と言われており、そのうち約 6 万 5 千人が日本歯科医師会の会員です。今回の医療法の改正に対応して、日本歯科医師会は、同雑誌の平成 19 年 2 月号に医療安全のための特集を組み、全員に周知を図りました。それと同時に、平成 19 年 6 月には、歯科診療所における医療安全を確保するためにという医療安全マニュアルを、全会員に配布しました。それぞれの地域では、これに基づいた講習が開催されています。

医療事故の報告は言うに及ばず、ヒヤリハット事例の報告も、医療事故防止のために大変重要な情報です。現在、日本医療機能評価機構が行っている、ヒヤリハット事例収集事業定点医療機関として公表に同意した歯科医療機関は、この 224 施設中、2 施設のみです。歯科における事例は歯科医療事故を防止する上で重要な情報となり、多くの施設がこれに加わることによって医療の安全性を高めることになるでしょう。積極的に呼び掛ける必要があります。

全国の歯科病院では、平成 17 年にバージョン 4 で東京医科歯科大学歯学部の附属病院が、そして平成 19 年 8 月にバージョン 5 で日本歯科大学附属病院が認定されました。現時点で、歯科病院ではこの二つだけが認定されています。医療安全管理体制は、第 2 領域、第 3 領域、第 5 領域で強く求められている評価項目になっており、多くの歯科病院が受診することを望みます。認定されると、その評価に対する期待にたがわないと認め、日々の努力にもつながります。

まとめとして、医療安全教育の方略は、以下のものが挙げられます。まず卒前教育においては、早い時期の臨床体験と、診療参加型の臨床実習です。臨床研修においては、臨床を中心とした現場での研修が必要です。次に、最新情報を積極的に収集し、活用するという自己研修姿勢が大切です。これは一般的な方略ですが、次のことが最も重要なことと思っております。すなわち医療安全教育には、充実した環境が必要です。そのためにも、とりわけ保険医療費の増額を求めたいと思います。

医療の質・安全学会 第2回学術集会

WS1 「医療安全の観点から見たhealth professionalsの人材育成」

歯学部、歯科医師臨床研修における 医療安全教育の現状

医療法 第三章 医療の安全の確保

医療法施行規則(医療安全関係抜粋)

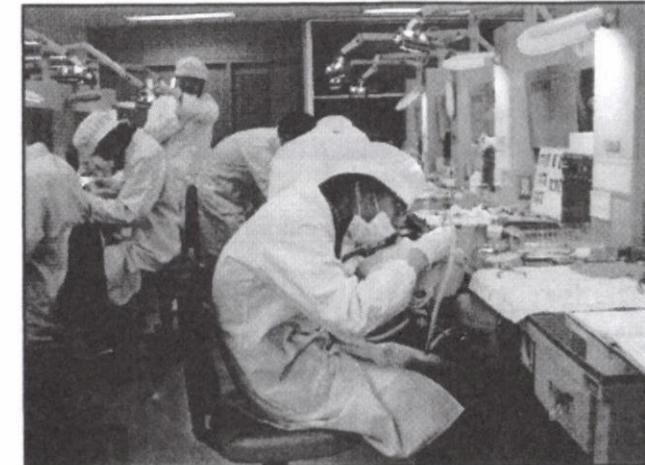
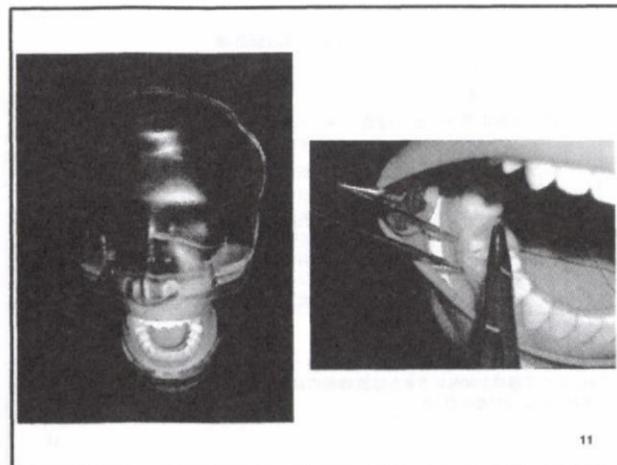
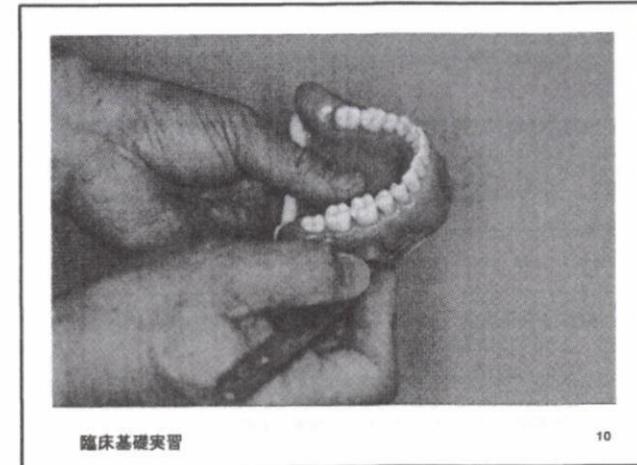
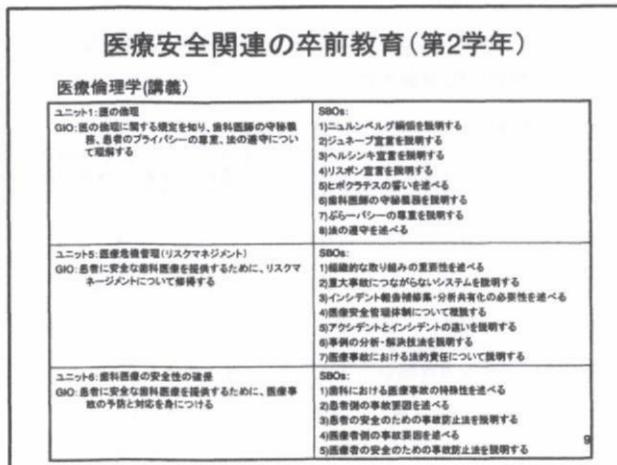
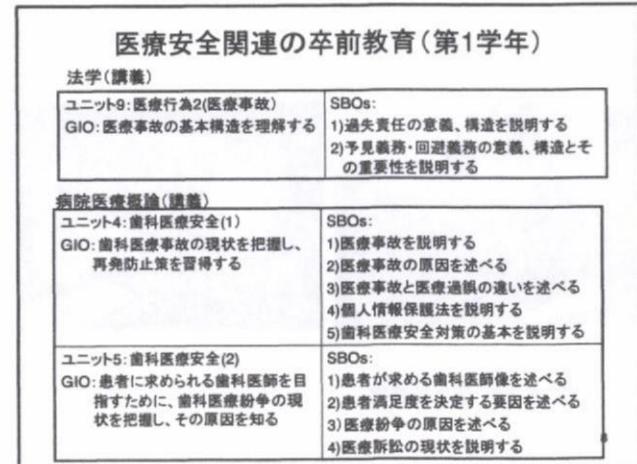
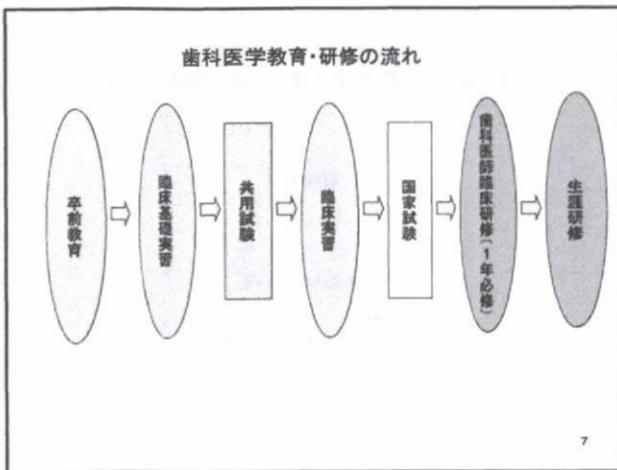
第一章の二 医療の安全の確保

歯科診療所(無床診療所)における医療安全対策早見表			
区分	指針等の整備	委員会の開催	責任者の設置
安全管理のための体制の確保に係る措置	医療安全管理指針	職員ミーティング	医療安全管理責任者 (通知で定める常勤の医療従事者、院長の兼任可)
院内感染対策のための体制の確保に係る措置	院内感染対策指針	職員ミーティング	
医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置	医薬品業務手順書		医薬品安全管理責任者 (通知で定める常勤の医療従事者、院長の兼任可)
医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置	医療機器 保守・点検計画		医療機器安全管理責任者 (通知で定める常勤の医療従事者、院長の兼任可)

歯科診療所(無床診療所)における医療安全対策早見表

区分	従業者に対する研修の実施	改善のための措置など
安全管理のための体制の確保	年2回程度 (診療所外での研修可) (他の研修と併せて実施可)	事故報告等の改善のための方策 ・医療事故防止マニュアル ・緊急時対応マニュアル
院内感染対策のための体制の確保に係る措置	年2回程度 (診療所外での研修可) (他の研修と併せて実施可)	感染症発生状況など改善のための方策 ・院内感染防止マニュアル
医薬品に係る安全確保のための体制の確保に係る措置	必要に応じて (ほかの研修と併せて実施可)	手順書に基づく業務の実施 情報収集及び改善のための方策 ・医薬品管理簿
医療機器に係る安全確保のための体制の確保に係る措置	新しい医療機器導入時	医療機器の適正使用・保守点検・情報管理等の包括的管理

5



UBC歯学部 学生診療室

13

厚生労働科学特別研究
歯科医師卒前臨床実習指針に関する調査研究

報告書

平成15年3月18日

主任研究者 江藤 一洋

14

歯科大学・大学歯学部卒前臨床実習の現状に関するアンケート

10. 臨床実習における医療事故への対応について、相当するものに○をつけてください

	サンプル数	①医療事故防止の講義を行う	②医療事故を検定した演習を行う	③既存の医療事故対策ガイドラインの遵守を徹底	④その他
全体	29	26	1	24	2
		89.7%	3.4	82.8	6.9

補問1. 貴病院が最も重視する医療事故防止策について、具体的に記入してください(回答は省略)

11. 平成9~13年度中におきた臨床実習の失敗例あるいは患者とトラブルに至った例について、その内容を簡潔に記入してください。わかれれば5年間での頻度も併せて記入してください(回答は省略)

15

診査、治療、術式の水準1から4の具体的取り扱い

2. 医療事故予防/対処方策

- 1) 医療事故防止ガイドラインの遵守を徹底する
- 2) 水準1,2の内容に関しても、患者側の要件(背景)、省令の難易度、臨床実習生個々のスキルに応じて細かな配慮が必要である。水準等の項目が縦糸であるならば現場の配慮は横糸となるべきである。
- 3) 医療事故への対応および責任に関しての病院内体制の整備が必要である。
- 4) アクシデントリポート、インシデントリポートを活用した学習を行う。
- 5) 小児患者の場合には保護者への十分な説明と、よりいっそうの細かな配慮を必要とする。
- 6) 臨床実習生賠償保険制度を立ち上げ、加入させる。

水準1 指導者の指導、監視の下に実施が許容される歯科医療行為

水準2 状況によって、指導者の指導、監視の下に実施が許容される歯科医療行為

歯科医師卒前臨床実習についての考え方(通知)

厚生労働省医政局歯科保健課長
平成15年6月6日

文部科学省高等教育局医学教育課長
平成15年6月11日

各國公私立歯科大学(歯学部)長

- 歯科医師卒前臨床実習については、患者の同意の下で、歯科医師としての資質向上を目的として卒前教育の一環として行われるものであり、侵襲性が相対的に小さいことや指導医の指導・監督のもとに行われるなど、適正な体制の下に相当な手段で実施される場合には、社会通念から見て相当であり、歯科医師法上の違法性は阻却されるものと考えられること。
- 省略

17

歯科医師国家試験出題基準

必修の基本的事項

大項目	中項目	小項目
11 歯科医療の質と安全の確保	A 医療の質の確保 B 医療事故の防止 C 院内感染対策 D 医療事故と医療過誤 E 医療裁判 F 医薬品・医療機器の副作用(医薬品等による健康被害) G 血液・血液製剤の安全	省略

必修問題

歯科医師国家試験は必修問題と一般問題に区分される。必修問題は30問出題され、その正答率が80%以下または複数個の禁忌問題に誤答があった場合には不合格とされることになっている。

18

「歯科医療法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」(平成17年厚生労働省令第103号)及び「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(平成17年6月28日付け医政発第0628012号)

歯科医師臨床研修施設の指定を受けようとする診療所については、以下(内容省略)の医療に関する安全管理のための体制が確保されていなければならないこととされている

新歯科医師臨床研修の到達目標

「基本習得コース」

(2)医療安全・感染予防

【一般目標】

円滑な歯科診療を実施するために、必要な医療安全・感染予防に関する能力を習得する。

【行動目標】

①医療安全対策を説明する

〔知識(認知領域)-想起〕

②アクシデント及びインシデントを説明する

〔知識(認知領域)-想起〕

②-1 医療事故について説明する

〔知識(認知領域)-想起〕

②-2 ヒヤリ・ハットについて説明する

〔知識(認知領域)-想起〕

③医療過誤について説明する

〔知識(認知領域)-想起〕

④院内感染対策(Standard Precautionsを含む)を説明する

〔知識(認知領域)-想起〕

⑤院内感染対策を実践する

〔態度・習慣(情意領域)〕

⑥-1 常に感染防止に配慮する

〔技能(精神運動領域)〕

⑥-2 感染防止対策を実践する

〔技能(精神運動領域)〕



20

日本歯科医師会 開設 平成19年6月発刊



22

ヒヤリ・ハット事例収集事業定点医療機関一覧

平成19年3月31日現在

定点医療機関とはヒヤリ・ハット事例収集において全般コード化情報の報告を行う医療機関を指す

(財)日本医療機能評価機構 医療事故防止センター「医療事故情報収集事業第10回報告書」(平成19年9月18日)から抜粋

1 医療機関名公表に同意した医療機関 224施設中、歯科大学・歯学部附属病院施設

- 日本歯科大学附属病院
- 松本歯科大学病院

ただし、医学部附属病院歯科口腔外科学、病院歯科が含まれていると思われる

2 医療機関名の公表に同意しなかった医療機関 21施設

歯科医療機関が含まれているか否かは不明

21

医療安全教育の方略

1. 卒前教育においては、アーリーエクスポージャーと臨床実習
4. 医療安全教育の充実には、医療費の増額による体制整備
3. 生涯教育(研修)においては、最新情報の収集と活用

23

看護師養成課程における医療安全教育

坂本 すが

東京医療保健大学 医療保健学部看護学科 学科長

最近の病院の動きー動き出したこと いっしょにー

最近、病院では、クリニカル・ラボやシミュレーションなどをみんなで一緒に行うという動きが出始めたような気がします。

これは、NTT関東病院で、東京医療保健大学の学生が患者の役割をして、ドクターや医事課職員、ナース、レジデントと一緒にトリアージ訓練をしている場面です。つまり、一緒にになって対策を立て、いろいろな動態をしていくというやり方を参画しているところです。

恐らく、こうしたことが将来どんどん発展していくのではないかでしょうか。

現状ーどのような教育をしているかー

まず、「どのような教育をしているか」について説明します。

例えば、A看護学校の医療安全教育について述べますと、基礎看護学の中に「技術の安全性」という分野を設け、そこで根拠に基づいた技術の習得の必要性や倫理についての講義をしており、医療安全教育をきちんとしていることが窺えます。

次に、検査と与薬と看護についてですが、A看護学校では1単位30時間の専門科目の中で、皮下注射、筋肉注射、静脈注射、点滴の介助、与薬における看護師の役割、そして与薬上の原則と注意事項が言えるか、という点について、5Rによる確認、つまり、「患者さんを間違っていませんか」、「時間は大丈夫ですか」、「量は大丈夫ですか」、「薬剤の種類は大丈夫ですか」ということを確認すべく、校内実習を加えて、きちんと型として教育をしています。

さらに、医療安全教育の中でもう一つ挙げますと、最近では、看護師のヒヤリハットが多いということから、A看護学校では卒業ゼミの特別講義で弁護士による医療事故の講話を行ったり、また事故の多いインスリンについて卒業間近に再度の安全確認を促すため、「どのように使っていくか」、「どのような種類があるか」を改めて教育しているそうです。

そのほかには、ロールプレイや多重課題についての検討、それからもう一度自分たちでもモデルを使いながら採血をするというモデル採血、輸液ポンプやシリンジポンプの取り扱い指導、さらには事例を想定して幾つかみんなで考えながらやっていく、这样一个を取り入れています。

大学の医療安全教育について－大学ではさまざま－

次に、「看護大学の医療安全教育がどのようなものか」についてですが、私もこの演者引き受けにあたり、いろいろな先生方に伺ってみましたが、「このような教育をしている」と明確に述べられる方はあまりいらっしゃいませんでした。

では実際、どのようにしているのかというと、「それぞれの領域の中にきちんと医療安全教育を入れて行っている」ということになるのではないかと思います。ともかく、大学ごとにさまざまでした。

例えば、私がいる東京医療保健大学をB大学として例を挙げますと、ここは新設で、いろいろなことを考慮しながらシラバスを作っていくことから、当初より医療安全教育というのを位置付けております。具体的には、情報の収集と分析、意思決定能力をつけるために、「自分の言葉で自分の考えを述べる教育」を行う目的で、1年次にはセルフ・マネジメントを、2年次には看護情報学演習と、感染と医療安全とを2人の教授が分けて教える医療安全管理学を講義しています。詳細に申しますと、国の医療安全対策や各病院の医療安全対策、それから、現在どのような事故事例が多いかや、どのような対策が日本の中では浸透してきているか、また外国ではどのような方法を取っているかについての講義をしたり、例えばT大学の事例を取り上げ、これについてどのように考えるか、というようなことをディスカッションしたりしております。3年次には、マネジメントという部分が安全に関係することを踏まえて、組織とマネジメント、意思決定論というのを行っております。そして4年次には、トップ・マネジメントという構成で、全体を通して「自分の言葉で自分の考えを述べる教育」を考えております。

次に、「共通の言葉を持つ」ことについてですが、看護だけを一つの言葉で語りながら医療安全していくには、もう限界が来ている、と私は思っております。そうしたことから、2年次の医療マネジメント論と医療安全管理学を通して、看護学科・医療情報学科・栄養学科共通の医療に関する概念や理論を学び、4年次ではチーム医療を意識した実践的な教育を行うことを目的として、3学科で協働実践演習をしております。これは、学科混合編成の演習活動を行うことで、より広い見識と思考を身に付けることを基盤として行っています。

統合分野が新設

平成21年4月から実施される厚生労働省の新しいカリキュラム改正によって、統合分野が新設されました。新たに、「チーム医療および他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする」、「看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする」、そして「医療安全の基礎的知識を含む内容とする」ということをカリキュラムに加えるため、目下、これらをどのように入れていけばいいかということを大変悩んでいるところです。

状況が限定されている

いくら大学や看護学校でいろいろなことを教えたとしても、限界があるのは事実です。私は病院の看護長をしておりましたが、教育の中でやってきたことが実践の中にすぐに生かされるかというと決してそうではないため、「学校教育は状況が限定されている中での教育である」ということを認識しておかなければいけないと思います。

例えば、受け持ち患者が1人の場合では、患者間違いはありませんし、仮に間違うならよほど意図的な問題でしかありません。ですから、教育の場で行うことは、危ないと思った時には誰かがブレーキを踏んでくれる教習所での運転と似ているということをはっきり分かっていないといけないと思うのです。

卒業後の声－役に立っているか？－

そこで、医療安全教育を受けた人たちの卒業後の声を少し聞いてみました。これは調査として表には出せませんが、内容には根拠のあるものです。

まず、「卒業後に役に立っているか」という看護学校のアンケートですが、約80パーセントが「どちらとも言えない」と答えています。これが果たして、どちらとも言えないからやっていいのか悪いのかということにはならないと思いますが、現場と臨床側との教育の中での橋渡しについては、なかなかつながっていないのではないかという気はします。

卒後教育－看護部内の新人教育－

次に、看護部内の新人教育について説明いたします。

これは、平成16年度に新人看護職員研修目標として厚生労働省の看護科が出されたものですが、この中に管理的側面というところがあります。ここでは、安全管理をきちんと位置付けることについてのガイドラインが出されております。

これは、ガイドラインを元に、筋肉注射を行っている場面です。学生時にも同僚が評価をしながら型を学んできたわけですが、入社して、新人になってからもう一度、きちんとこのように模型を用いて行わないと臨床側は気が済まないというか、すぐにはOJTに入つていけない、という大変苦しい現状があるのは事実です。

また、輸液シリンジポンプについても、病院が形付けた一つの方法に則り、みんなが教えていることがあります。これは、人によって教え方が違うということではなく、きちんと看護部内で教え方をルール化し、それを教えていく、というやり方です。

研修を終えての感想

研修を終えての感想ですが、ここにはまた大変な悩みがあります。私はこの資料をいた

だいて、ずっと見てみましたら、大きな「不安」というものがあり、これをどうしたらいいのかと疑問に思いました。これには看護部長も同感で、1週間や2週間の看護師新人研修の後、つまりいよいよ路上運転から1人立ちして運転することになったときに、これだけの不安を抱かせることがいいのか悪いのかということについて断言できないため、医療という現場が大変難しいところであると思っております。

OJT 教育－病棟に特化した学習内容－

院内では、ただ集合研修だけを行っているわけではなく、それをソフトに落としていくために、OJT 教育も実施しております。具体的には、先ほどの集合教育の中にプラスして、その病棟に特化した学習を行っております。例えば、ネプライザーや心電図のこと、それから採血方法や検体の取り扱い、そして静脈ライン確保やモニターのことなどについてです。

循環器系病棟を例に挙げますと、モニターについては徹底した学習を行うこと、またその学習は、看護学校、新人教育、そして OJT へとつながり、しかも、OJT は1回だけではなく、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月というかたちでつないでいっておりまます。

これは、1年後に再度新人を集めて、リスクマネジメントに特化した教育をしている場面です。その中で、リスクマネジメントにおける自分の行動目標を出していただいたところ、17人が「患者確認、ダブルチェックが必要」だと言いました。また、「不明瞭なことは必ず確認する」、「ホウ・レン・ソウを勇気を出して行う」、「確認の徹底をする」ということも数多く挙げられています。若干、「メモを取る」、「基本を忠実に行う」、「焦らない」などといったことも出ておりますが、ともかく、これらが異様に多かったということから、果たして教育方法がいいのか悪いのかということも問題となってきます。

他職種とつながる教育

次に、他職種とつながる教育をどのようにしているかですが、これから述べる事例は、最近何例かあったうちの一つで、「医師が看護師への指示を誤り、手術を受けた男性に塩化ナトリウムを投与すべきところを、塩化カリウムを投与させ、その後、患者は亡くなった」というものです。

問題は、この中にどれだけの人がかかわっているかということです。ここでは医師の名前が挙がってきておりますが、薬剤師、看護師、医師がそれぞれ1人かどうかは分からず、また看護師が1人でそれを受けてそのまま投与したかどうかというのもありますが、いずれにせよ、何人かの人がかかわっていることは事実です。ですから、「医師が的確な指示を出さなければならない」というような単純な問題ではないことが窺われると同時に、「つながる」ということがどのようなことなのかを体験していくことが大変重要であると思います。

これは某病院のシミュレーションラボの様子ですが、医師とナースが一緒になり、患者さんのもとへ薬剤が届くまでの経過を、レジデント11名、看護師41名で行っていると

ころです。

体験者の声として医師の声を取り上げていますが、実は、点滴はどれも医師が入れること、そしてそれを看護師が固定し、流量や患者の状態を見ること、これらを研修を受けて初めて、医師は知ったわけです。つまり、それまで医師は、看護師が何をしているのか知らなかつたのです。ですから、体験後には、「一緒にやってよかった。」「すべて知らなかつた。」というような感想をおっしゃったそうです。

先ほどの教育を歯科大や医学部でも見てみると、医師がリーダーとなり医療を行っていくならば、誰が何をしているかを知らなければリーダーという仕事は務まらないということが言えます。そうすると、リーダーという役割を捨てて、みんなが何をしているかと一緒に見ていく、というようにしなければ誰が何をしているのかわからないため、誰に何をまかせていいかわからないというような問題が出てきますし、また、看護の方では、ただ単にドクターの指示を受けてやっていくということだけでなく、ドクターが何を考えてその指示を出したかということまで知っていかなければ、恐らく、患者さんを守れないのではないかと思います。

医療安全委員会による安全教育の実施と評価

次に、医療安全委員会で行っている安全教育についてです。ヒヤリハット、看護手順についてはもちろん、ホウ・レン・ソウを徹底して、薬剤部からの薬の知識学習会を実施するといった訓練も行っております。

どうあるべきか

「どうあるべきか」は、ヴィンセント先生のペイシェント・セーフティーを池田俊也先生が「患者安全学入門」として監訳されたものからいただいたことで、一体何なのだろうと私も随分考えてきました。私自身が答えを出せるわけではありませんが、ただ一つ言えることは、「同じベースで語るものをもたないといけない」ということです。ヴィンセント先生が書かれた、「エラーや損害を思慮深く、オープンに話し合う」ということは、やはり情報をきちんと共有し、医療安全に対して自分たちの行動をとっていくというがない限り、言い換えれば、それぞれが違う情報を持っていてそれが部分的な情報であったときには、語れないのだと思います。「オープンに議論を行うことによって、すべてのレベル、すべての専門分野の人々と携わる基盤が準備される」と。この、「一緒になってやっていく基盤」というのを整備することが重要なのではないか、とここから考えました。

最後にもう一つ、自立的思考について考えると、先ほどのセルフ・マネジメントやトップ・マネジメントという教育を行うには、いつも自分のところだけを見ていくのではなく、やはり自分で考えて、自ら他の職種と話し合って交わっていく能力を持たなければだめなのだ、ということを私自身感じました。そういう意味でも、看護であれば、看護の「専門的な教育」、「他の職種とつなげる対話」ができる教育をきちんとやっていかなければいけない、ということを提言させていただきたいと思います。

看護師養成課程における 医療安全教育

「医療安全の観点から見た
Health Professionalsの人材育成」
医療の質・安全学会 第2回学術集会

東京医療保健大学・大学院
坂本 すが

動き出したこと
いっしょに

現状

どのような教育をしているか

A 看護学校の医療安全教育

- ・基礎看護学「技術の安全性」：
根拠に基づいた技術の習得の必要性
や倫理について講義

検査・与薬と看護

- ・専門科目（1単位30時間）
皮下注射、筋肉注射、静脈注射、点滴の介助
与薬における看護師の役割
与薬上の原則と注意事項がある
5 Rによる確認
校内実習を加えている

医療安全教育

- ・卒業ゼミの特別講義で：
弁護士による「医療事故」講話
- ・卒業ゼミで：
「医療安全」として薬剤投与時の
安全確認について 例：インスリン

その他

- ・ロールプレイ
- ・多重課題
- ・モデル採血
- ・輸液ポンプ取り扱い指導
- ・事例を想定していくつか

大学の医療安全教育？

大学ではさまざま

B 大学看護学科の医療安全教育

情報の収集と分析、意志決定能力をつける
→自分の言葉で自分の考えを述べる教育

1年次	セルフマネジメント
2年次	看護情報学演習 医療安全管理学（医療安全と感染）
3年次	組織とマネジメント、意志決定論
4年次	トップマネジメント

共通の言葉を持つ

分類	科目名	開講学年
入門	体の仕組みと働きⅠ	1年次
	体の仕組みと働きⅡ	1年次
	公衆衛生学	2年次
	栄養学概論	1年次
	医療安全管理解学	2年次
実践	医学・医療概論	1年次
	臨床薬理学	1年次
	医療マネジメント	2年次
実習	協働実践演習	4年次
	ボランティア活動	1年次
	ボランティア活動	1年次

看護学科・医療情報学科・栄養学科共通の医療に関する概念や理論を学ぶ。

学科混合編成の演習活動を行うことで、より広い見識と思考を身につける。

チーム医療を意識した実践的な教育を目的に3学科の「協働実践演習」

統合分野が新設

平成21年度4月1日から実施のカリキュラム改正

- ・チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。
- ・看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。
- ・医療安全の基礎的知識を含む内容とする。

平成19年4月16日 看護基礎教育に充実に関する検討会報告書より

状況が限定されている

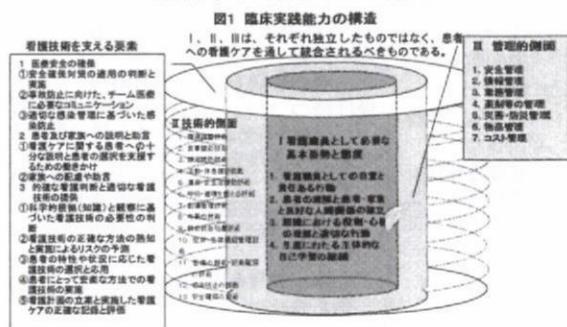
- ・例えば、受け持ち患者が一人では、患者間違えようがない。
- ・教習所での運転と似ている

卒業後の声
役に立っているか
どちらともいえない

卒後教育

看護部内の新人教育

臨床実践能力の構造



筋肉注射（中臀筋）の ピアレビュー

輸液ポンプ・シリンジポンプ

研修を終えての感想

- ・臨床経験はあるものの世の中の流れの速さに驚いています。不安や心配事を抱え込みます、相談できる人を見つけて上手く発散していきます。
- ・病棟にいったらどんなことをするのか分からないので、そこが不安です。
- ・これから病棟へ出て行くが知識など少ないのでやっていけるか不安です
- ・未知な世界のため、何が不安かが分かりませんが、漠然とした不安が一番怖いです。
- ・採血などの実践があると思っていたがなくて不安です。
- ・部署での仕事・対人関係などが未知の世界すぎて全部不安
- ・午後から病棟にでるが、漠然とした不安があり、何をやってもうまくできないのではないかという不安と緊張感がある。かなり心配です。

OJT教育 病棟に特化した学習内容

- ・循環器系病棟では
心電図・酸素療法・オーライザーの使用方法・
吸引方法
採血方法と血液の取り扱い
各種検体の取り扱い
輸液管理方法・静脈ライン確保の介助・点滴を受ける患者の管理方法・輸液交換時の注意点・各種輸血・血液製剤取り扱い・麻薬管理薬・血糖測定器とインスリンの取り扱い・ME機器の種類と取り扱い・貸出し方法・SpO2モニター・心電図モニター

循環器系病棟の到達度

入社後1ヶ月
1~2名の患者を
受け持つ

- 日常生活援助
ができる。
- 基礎看護技術
が理解でき、指
導の下、実践で
きる。

入社後3ヶ月
退出業務
3~4名の患者を
受け持つ

- CAGの患者を入
院から退院まで
受け持つ
- ICU/CCU退室患
者を指導の下、
受け持つ
- 休日勤務を体
験する。

入社後6ヶ月
指導のもと
夜間勤務

- ICU/CCU退室患
者を受持つ事がで
きる。
- 急患入院患者
の対応ができる。

リスクマネジメント 麻薬・輸血・現場保全

リスクマネジメントにおける自分の行動目標

患者確認、ダブルチェック	17人
不明瞭なことは必ず確認	8人
ほうれんそうを勇気を出して行う	8人
確認の徹底	6人
自信がないことはしない	5人
分からぬまま行動しない	3人
何気ない寸法をしない	3人
看護の元に行動する	3人
あせらず落ち着いて、手順を考えながら行う	3人
基本を怠らないで行える	3人
慣れていても怠らない	3人
メモを取る	2人
患者様の安全・安楽を第一に考える	2人
なぜ行うかわからないときはその主旨にせず、先輩ナースに聞き確認する	1人
迷いがあるものは、行動に移さない	1人
頭で考えて実践する	1人

他職種とつながる教育

事例

医師は看護師への指示を誤り、手術を受けた男性に、本来塩化ナトリウムを投与すべきところ、塩化カリウムを投与させ、心室細動で死亡させた疑い。

男性は最後の投薬後、容体が急変し死亡した。
医師は、処方せんを打ち出すためのパソコンに誤入力したという。

シミュレーションラボ

看護師41名 レジ
デント11名
シアブラング・三方活栓の操作方法、スカルプベイン(翼状針)の使用方法、真空採血、経鼻・経管栄養法、皮下・筋肉注射、輸液ポンプ操作方法、シリジポンプ操作方法について

体験者の声 医師

- ・ 医師は点滴、ドレーンを入れる
- ・ 看護師は固定し、流量、患者の状態を見る

医師は看護師が何をしているか知らなかった。
一緒にやってよかった。
全て知らなかった。

医療安全委員会による安全教育 の実施と評価

- ・ 協働技術演習
- ・ ヒヤリハット事例の提示
- ・ プライバシーポリシー徹底
- ・ 看護手順、基準の利用と評価
- ・ ホウレンソウの徹底指導
- ・ 薬剤部からの薬の知識学習会
- ・ 災害防災訓練への参加
- ・ E Mコール・コード・ピンク・コード・グリーン

どうあるべきか

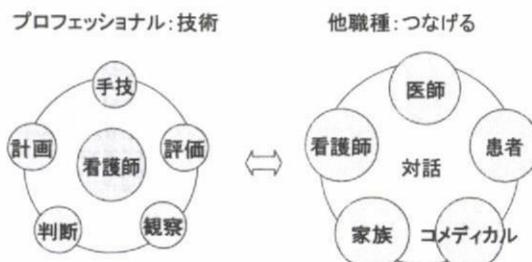
安全なヘルスケアに向けて

- エラーや損害を思慮深く、オープンに話し合うことである
- 規律や法活動を恐れることなくエラーについて話し合えるように励まされるべき
- オープンに議論を行うことによって全てのレベル、全ての専門分野の人々と携わる基盤が準備されるでしょう

Patient Safety Charles Vincent 『患者安全学入門』 池田俊也監訳より

自律的思考・交わって考える教育

医療安全の基盤は、全体と職種のそれぞれをオープンにして見せること



多職種による医療安全教育カリキュラム開発モデル

種田憲一郎

国立保健医療科学院政策科学部 安全科学室長

私の方からは、今ご紹介のあったテーマについてお話ししますが、先ほどの坂本先生のお話につながることです。私が、Dr. David Mayer をはじめとした UIC(University of Illinois at Chicago)の先生方とやってきたアメリカでの活動をここにご紹介させていただきます。

もう皆さん既にご存じだと思いますが、医療事故というのは、さまざまな職種の方々がかかわっていて、その中の連携の不足、コミュニケーションの不足が、やはり事故の要因として必ず浮かび上がってくるということだと思います。したがいまして事故の防止には、やはり職種間のチームワークを改善することが必要であろうということが背景としてあります。こういった背景の中で、アメリカにおいて医療安全教育というものをどのように検討してきたかということを、これから日本で考えていく上で一つのモデルになるのではないかと思います。

3年前の2005年から毎年夏に、約5日間にわたって医療安全の教育カリキュラムということについて、検討会議を行ってきております。結果の概要ですが、今年の夏には参加者が18人いまして、医学校以外の関係者の方々も多数ありました。2005年の第1回目から参加された方が12名です。実際にどういうことを行ったかといいますと、グループ討論ですとか、実際に想定される教育のツールなどを参加者が体験するようななかたちで議論などを行ってまいりました。

最終的には、本検討会議の成果の一つとして、実際に約2週間の医療安全カリキュラムをUICで行われています。これについても少しご紹介したいと思います。

2007年、今年の夏の参加者です。すべて英語で申し訳ありません。ここにいろいろ書いてありますが、医学校以外にも、例えば日本の医療機能評価機構にあたるJoint Commissionですとか、看護学校の先生もいらっしゃいましたし、実は会議が行われた所はコロラド州という所にあるのですが、コロラド州の行政の方で医療安全にかかわっている方もいらっしゃいましたし、National Board of Medical Examiners (NBME)は日本で言う医師国家試験の担当者にあたるような方です。他には患者さんの被害者の団体、NPOなのですが、そういう方もいらっしゃいましたし、AMAは日本の医師会にあたる方です。ACGMEは、これは既にご紹介がありましたが、研修医のカリキュラムなどに関して検討する第三者団体です。ほかにもオランダからも参加があり、私が日本から参加させて頂きました。

今年は3年目にあたるのですが、実は過去の2年間で本当にいろいろな方々が参加しておりまして、例えばANAというのはアメリカの看護協会の方です。後は、メディカル・エデュケーション・テクノロジーというITにかかわるような方ですとか、他の大学の方々で

すね。それから、いろいろな患者さんの団体の代表も参加されています。このように様々な関係者の方々に参加いただいて、カリキュラムの検討を3年間かけてやってきました。大変興味深かったことは、3年前の最初の会議のタイトルは、実は「Designing a Quality Care and Patient Safety Medical School Curriculum」という、もともとは医学生のカリキュラムをどうするかという検討会議でした。

いろいろな方々をお招きして議論した結果、やはり医学部の学生だけの研究では医療安全は担保できないという話になって、最終的にはこの Health Sciences Curriculum ということになったのです。ですから医学生だけではなくて、健康にかかわるさまざまな学生を対象としています。例えば看護師、歯科医、薬剤師、ソーシャルワーカーなど多数の専門職の学生が該当します。そういう方たち全員を対象にするようなカリキュラムを考える必要があるというような議論になりました。

これは、この過去の3年間の検討の中で、実際にどういう内容を含むべきかいろいろと検討してきた内容です。それから、指導の原則としてはとにかく多職種間での教育をしましょうということです。それから、学生のカリキュラムの検討が中心ですけれども、生涯教育まで見通した継続したカリキュラムにしましょう。それから学生の中には、やはり医療安全について非常に興味を持つ学生もいると思いますので、今後は医療安全の専門家を育成するような、さらに高度な医療安全教育の機会も提供できる必要があるのではないかという話が出ていました。他にはロールプレイを含むシミュレーションなど様々な教授方法がありますが、単なる講義だけではなくて、参加型のいろいろな手法を用いて学習しましょうということです。

それから評価に関しては、個人としてではなくて、チームとして評価することが大切です。医療安全では特に大事なことだと思いますが、評価に関してもそのような観点から評価してはいかがだろうかということでした。ただ、実際に教育をやっていくとなると、いろいろな障害があると思います。いくつかの障害がこの検討会でも指摘されました。まずは指導教官の知識や経験不足です。それから従来、個人を対象とした専門分野ごとの教育もしくは評価が行われてきましたので、これを変えるのがなかなか大変だろうということです。それから、既に既存の膨大な内容のカリキュラムが作られていますから、ここに新たに医療安全教育ということを設けるのは、時間を確保するのも非常に難しいだろうということも、既にこの中で議論されました。

次のスライドで、実際にある米国の医学校で行われた医療安全カリキュラムについてご紹介します。現時点ではこれは選択科目で、まだ必修ではありません。2週間にわたる集中コースで、激変する医療の現場に対応するために必要な高度な知識、態度、スキルに焦点をあてて、医療安全における米国のリーダーや研究者からも協力を得て行ったということです。

具体的なテーマとしては、ここに書いてあるような内容です。実際の参加者ですが、医学校の学生の他に看護や薬学、公衆衛生、応用科学という5つの分野からの参加者があつたということです。学生からの評価も高くて、こういったことはやはり必修にするべきだ

という意見が多かったということです。

英語で申し訳ありませんが、これが実際の内容です。詳細については、本学会の雑誌の最新号の新着情報に、このようなタイトルで実は既にまとめさせて頂きましたので、それをぜひご覧いただければと思います。

最後のスライドですが、やはり医療安全を担保するためには多職種との連携が欠かせないということで、その教育は、医療人としてのキャリアの中でもできるだけ早期に、ですから学生時代からぜひ行って頂きたいと思います。今日ご紹介しましたモデルのように、多職種とともに学ぶということを念頭に置きながら、しかもカリキュラムを考える段階から多職種の方々に入って頂いて、検討して頂いててはどうか思います。

多職種による 医療安全教育カリキュラム 開発モデル

種田憲一郎
@国立保健医療科学院

David Mayer, MD
Anne Gunderson, GNP CRRN-A
Timothy McDonald, MD, JD
@University of Illinois Chicago
College of Medicine

背景

- 医療事故の多くは様々な職種の医療人が関わっている
- 多職種間の連携不足が事故の要因として浮かび上がることは少なくない
- 事故の防止には多職種間のチームワークを改善することが必要である

目的

- 米国における医療安全教育がどのように検討されているか、そのプロセスをモデルとして紹介する。

方法

- 2005年から2007年の3年間、毎年7月頃に約5日間にわたる医療安全教育カリキュラムを議論する検討会議を行った。

結果

- 2007年の参加者は18人であった
- 医学校以外からの参加者も数多くあった
- 2005年の第1回目から2回以上の参加者はうち12人であった
- グループ討論や実際に想定される教育ツールを経験するなど参加型の活発な議論が行われた
- 本検討会の成果の一つとして医学校で行われた2週間の医療安全教育カリキュラムが実施された

結果：2007年参加者

- University of Illinois in Chicago (UIC) College Medicine
- UIC Clinical Performance Center
- Southern Illinois University School of Medicine
- Northwestern University Feinberg School of Medicine in Chicago
- North Carolina at Chapel Hill School of Nursing
- Joint Commission
- First Consulting Group
- Colorado Foundation for Medical Care
- NBME(National Board of Medical Examiners)
- Mothers Against Medical Error(医療事故被害者団体)
- AMA(American Medical Association)
- AGME(Accreditation Council for Graduate Medical Education)
- Medicare Quality Improvement Organization for Colorado
- Utrecht University Medical Center(オランダ)
- 国立保健医療科学院(日本)